

対話会を踏まえて、変更しました🗣️

高齢者等の除雪支援制度

高齢者等世帯の除雪費用の負担軽減を図り、冬期間でも安全で安心な自立した生活を確保するため、本町に住所を有し、居住実態のある世帯に対して、**令和6年12月1日**から**令和7年3月31日**までの期間支援します。

65歳以上の高齢者世帯

重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級

ひとり親と18歳未満の子（当該年度に18歳に到達する子を含む）

支払い限度額（支払額の1/2を支援します） ※限度額20万円を支援

